

令和 5 年度

教育行政執行方針

厚沢部町教育委員会

I はじめに

II 教育行政推進の基本姿勢

III 重点施策

1 学校教育

(1) 社会をしなやかに強くたくましく生き抜く力の育成

重点1 「確かな学力の育成」

重点2 「特別支援教育の充実」

重点3 「外国語コミュニケーション能力の向上」

(2) 豊かな人間性と健やかな体を育む教育

重点1 「道徳教育の充実」

重点2 「キャリア教育の推進と体験的学習の充実」

重点3 「いじめや不登校・児童虐待への対応」

重点4 「健康教育の推進」

(3) 信頼される学校づくりの推進

重点1 「学校における働き方改革」

重点2 「異校種間の連携・接続の推進」

重点3 「教職員の資質・能力の向上」

重点4 「学校における安全教育の充実」

重点5 「教育環境の整備・充実」

2 社会教育

(1) 青少年の健全育成

(2) 生涯学習基盤の強化

(3) 芸術文化活動の充実

(4) 生涯スポーツの振興

(5) 文化財の保存・整備

IV むすび

令和5年度 厚沢部町教育行政執行方針

I はじめに

令和5年第2回厚沢部町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げます。

2018年(H30)に、79の国や地域 約60万人の15歳を対象に実施された調査「PISA2018」※1の結果、授業中のデジタル機器の利用時間やコンピューターを使って宿題をする生徒の割合において、我が国がOECD加盟37か国中最下位だったことから、『Society 5.0※2時代の社会を生き抜く力を育み、可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界から遅れたままではいけない (2019.12.19文科大臣)』と、児童生徒一人一台端末と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備するための補正予算が組まれ、この機を絶対に逃すことなく、子供たち一人ひとりに個別最適化され、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正な学びを実現するICT環境の持続的整備を目的に「GIGAスクール構想」※3が動き始めました。

しかし、時を同じくして、新型コロナウイルス感染者が2019(令和元)年12月初旬に中国で報告されてからわずか数カ月で世界的流行となり、2020(令和2)年1月に日本最初の感染者が発生し、5月末には岩手県を除く46都道府県合計16,650人の感染者と891人の死亡者が確認されてから3年、混迷のコロナ禍を経て現在に至ります。

時代の節目として歴史に残るであろう、社会活動が滞り変更を余儀なくされ続けたコロナ禍の3年間は、子供たちにとって当然であるはずのことが叶わず、全てに息苦しく窮屈なものだったに違いありません。

その中、感染症対策に伴う「学びの保障」としてのタブレット持ち帰りやオンライン学習など、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材の整備は加速され、多様性※4を尊重した包摂性※5のある、誰もが能力を伸ばすことができる、持続可能な共生社会へ向けた教育をいかに推し進めていくかが課題となっています。

そして、絶えず変化する予測困難な社会において、子供たちが自らの個性を認識し、受容し、見つけた可能性に自信を持ち、人生の行く先を見失うことなく、他者と協働しながら、しなやかに強くたくましく生き抜くことができる確かな力の育成が求められているのです。

そのため、学校・家庭・地域が、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適で協働的な学びを保障する質の高い教育活動の実現という目的を共有し、制度上の類型※6も含めたハード・ソフト両面からの小中一貫教育環境の整備に向けた連携・協働が極めて重要となります。

Ⅱ 教育行政推進の基本姿勢

次に、教育行政推進の基本姿勢について申し上げます。

これまで同様、国の「第4期教育振興基本計画」、「北海道教育推進計画」、「厚沢部町教育大綱(第8次厚沢部町教育推進中期計画)」(2023～2027)の基本理念と方針に基づき、多様性が尊重され全ての人が生きがいを感じて共生できる社会の発展に向け、郷土への愛着や誇りを

もって様々な課題と主体的に向き合い、豊かな道徳性と互助の精神をもって貢献できる人づくりを軸に施策を進めてまいります。

嘗てないスピードで動き始めたGIGAスクール構想は、一人一台のタブレットや高速通信ネットワークの一体的整備によるICT化を可能にし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の相乗効果による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革を促進するとともに、中1ギャップ※7や小4ビハインド※8、小1プロブレム※9等の解消や幅広い年齢層の中で社会性を育てられる、段差のない小中9年間の系統的・発展的な一貫教育の実現が急務であることを実感させるものでした。

そのため、コロナの障害がなくなった今、2020(令和2)年度から協議を進めてきた「小中一貫教育推進ユニット」・「小中合同学校運営協議会(合同CS)」・「小中一貫教育プロジェクトチーム」からの答申(2023.3)をもとに、厚沢部町の小中一貫教育について更なる具体的検討を進め、100年先へバトンを渡すことのできる、「学び」の好循環と持続的発展の核となり礎となる学校教育の実現に向けて取り組んでまいります。

そして、社会全体における価値観や生活スタイルが大きく変容する中、グローバルな視点によるSDGs※10達成に向けたESD※11の推進が極めて重要であり、今後それが、生涯にわたる一人ひとりの可能性を切り拓くことのできる教育機会の最大化と、人生100年時代を豊かに生きる人づくりにつながると考え、緊密な学社融合のもと、町民の信頼と期待に応えられる教育行政を推進してまいります。

Ⅲ 重点施策

続いて、令和５年度の重点施策について申し上げます。

１ 学校教育

はじめに学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、改訂された新学習指導要領と生徒指導提要のもと、絶えず変化する予測困難な社会を強くたくましく生き抜く力の育成に向け、３つの柱と１２の重点について取り組んでまいります。

（１）社会をしなやかに強くたくましく生き抜く力の育成

１つ目の柱である「社会をしなやかに強くたくましく生き抜く力の育成」について、３つの重点を申し上げます。

重点の１つ目は「確かな学力の育成」です。

新しい時代に必要な「資質・能力」である、「学びに向かう力・人間性等」の涵養と「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成を、新学習指導要領に基づいたカリキュラム・マネジメントによる、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、指導方法の不断の見直しによる授業改善と教育活動全体の質の向上に、今後も組織的に取り組んでまいります。

また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」については、従来の型に拘泥することなく、要約活動を取り入れた論理的思考力の育成やGIGAスクール構想によって整備された高速通信ネットワーク・Wi-Fi 環

境及び、一人一台端末やデジタル教材を活用した、「わかる・できる・おもしろい」が実感でき、落ちこぼれや浮きこぼれ※12をつくらない、児童生徒一人ひとりの学習理解度や課題に応じた、丁寧で行き届いた授業の充実を図ります。

更には、習熟度別少人数指導や協働学習等による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に行う効果的な学習指導の充実に取り組むとともに、「主体的・対話的で深い学び」の中で獲得した、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」※13と、それを支える「資質・能力」を高め合うことができる好循環の確立に努めてまいります。

重点の2つ目は「特別支援教育の充実」です。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※14の理念のもと、同じ場で共に学ぶことの追求と、個別の教育的ニーズがある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えた上での的確に応えられる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められております。

そのため、通常学級、通級※15指導教室、特別支援学級といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備をはじめ、それぞれの学校環境下における合理的配慮※16の提供が重要であり、全ての児童生徒が互いに尊重し、協働して生活していくための「心のバリアフリー」に主眼を置いた交流及び共同学習の機会を設け、多様な人々と手を携えて生きていくことができる豊かな人間性の育成に努めてまいります。

また、特別支援教育支援員の適正な配置と資質向上に努め、個別の学習サポート体制を一層充実させるとともに、特別支援教育に係る研修を、教育局や特別支援学校等、専門機関との連携・協力のもと充実させてまいります。

そして、学校が合理的配慮による共生社会としての教育環境であるべく努めるとともに、家庭・地域・特別支援教育連絡協議会等と連携した個別の教育支援計画の作成と活用による指導の充実と、ユニバーサルデザイン化※17に向けた改善に取り組んでまいります。

重点の3つ目は「外国語コミュニケーション能力の向上」です。

児童生徒の外国語コミュニケーション能力の向上については、整備されたデジタルコンテンツの有効活用と英語でのグループ協議、外国語指導助手(ALT)の学校訪問や町内3小学校とオンラインシステムでつなぐ外国語コミュニケーション体験学習、中学校英語教員による小学校乗り入れ授業等、様々な実践的学習を計画的に進め、外国語コミュニケーション能力の更なる向上に努めてまいります。

(2) 豊かな人間性と健やかな体を育む教育

2つ目の柱である「豊かな人間性と健やかな体を育む教育」について、4つの重点を申し上げます。

重点の1つ目は「道徳教育の充実」です。

「特別の教科道徳」における問題解決的・体験的学習を通し、

解答が一つではない道徳的課題に誠実に向き合い、「考え、議論」し、他者との関わりの中でよりよく生きる力の育成と、誰に対しても正義と公正さを重んじ、差別や偏見なく公平な態度で接することのできる人格の完成を目指し、教員一人ひとりが自らの人間性や倫理観を高め、望ましい道徳・人権教育の推進に努めてまいります。

重点の2つ目は「キャリア教育の推進と体験的学習の充実」です。

キャリア教育の推進については、多様な人材による体験談や職業現場の見学・実体験等を通して、社会的・職業的自立に向けて自らのあり方や生き方を主体的に考えられるよう、学校教育と職業生活との接続を意識できる体験的学習機会の設定が不可欠です。

そのため、職場体験・インターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、教育活動全体を通して自分らしいあり方や生き方を実現するための力(自己実現力)の育成に努めるとともに、小中9年間の一貫したキャリア教育の推進を目的とした、小中全学年におけるキャリアパスポートのデジタル化を更に進めてまいります。

また、平和教育をコンセプトに創造の翼事業の一環として2018(平成30)年度から実施している厚沢部中学校道外修学旅行が、異なった気候・風土・歴史・文化等に直にふれることでの視野の広がりや見識の深まりによって、ふるさと厚沢部を見つめ直す素晴らしい機会となっていることから、更なる工夫改善とともに、費用の全額支援を継続してまいります。

重点の3つ目は「いじめや不登校・児童虐待への対応」です。

いじめの未然防止と適切な対処のため、定期的な「いじめアンケート」や教育相談を実施し、積極的認知と迅速な対応を可能にする校内体制を一層充実させるとともに、ネットトラブルの未然防止や実態把握を目的としたネットパトロールを継続し、様々な機会を通して情報モラルの育成を図ってまいります。

不登校や児童虐待については、家庭や関係機関との密な連携のもと、教育活動を通じた未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、背景として考えられる小1プロブレムや小4ビハインド、中1ギャップ、ヤングケアラー等の様々な要因について理解を深め、児童生徒の抱える悩みに寄り添った支援と関係機関との迅速な連携・対応に努めてまいります。

特にヤングケアラーについては、2021(令和3)年度にいち早く独自のヒアリング調査を実施するなど、教育活動全体を通じた気づきの重要性和情報共有・確認・相談等、迅速な対応に努めてまいりました。

今後も、児童生徒・教職員・保護者等のヤングケアラーに対する理解の促進とともに、関係機関との連携体制構築に取り組んでまいります。

重点の4つ目は「健康教育の推進」です。

体力・運動能力の向上については、新学習指導要領に基づいた各校の特色ある取り組みを進めるとともに、小学校体育における指導力向上のため、令和2年度から配置の体育専科教員による巡回指導を継続して行うなど、より一層の体力・運動能力向上に努めてまいります。

また、望ましい生活習慣に向け、学習以外でのスクリーンタイム※18

を自己管理できる能力の育成にも取り組んでまいります。

加えて、生理用品については、継続して小中学校の保健室及び中学校の女子トイレに配置いたします。

食育については、食への関心を高めるとともに、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、各学校において計画的な学習を展開するとともに、栄養教諭による食育指導を継続してまいります。

また、学校給食については、アンケート分析による指導改善や給食内容の見直しとともに、総合給食センターの安全管理を徹底し、安心安全で手づくり感のあるおいしい給食の提供と、地場産品の積極的活用やアレルギー対応食の充実に今後も努めてまいります。

更には、「フッ化物洗口」の継続と「心血管病教育」※19や「がん教育」の推進につきましても関係機関との連携のもと、学校における保健教育の一環として取り組んでまいります。

（３）信頼される学校づくりの推進

３つ目の柱である「信頼される学校づくりの推進」について、５つの重点を申し上げます。

重点の１つ目は「学校における働き方改革」です。

学校における働き方改革については、「北海道アクションプラン(第2期)」に基づき、「個の気付き・チームの対話・地域との協働」に取り組んでまいりました。

今後も、時間外在校等時間の縮減に向けた働き方の見直し、授業改善

や子供と向き合う時間の確保に努め、効果的な教育活動を行うことができるよう、ワークライフバランスの充実に向け支援してまいります。

また、休日部活動の地域移行については、全運動部員に対して土日の複数回、専門講師による体幹や筋力のトレーニングを実施し、体の仕組みや筋肉の使い方等を学ばせ、トータルな観点からの怪我をしない体づくりと体力向上を図るべく取り組んでまいります。

重点の2つ目は「異校種間の連携・接続の推進」です。

「小1プロブレム」の解消に向け、アプローチカリキュラムをしっかりと理解した上で構成されたスタートカリキュラムによる、効果的でスムーズな接続に努めます。

また、小中学校間の円滑な接続のため、児童生徒一人ひとりのスタディログ（学習履歴）をはじめとしたデジタルポートフォリオの作成と引き継ぎによる、躓きのない一貫した指導体制の構築に努めてまいります。

更には、町内全小学校による宿泊研修や修学旅行等、3校合同で行う学習活動の充実を図り、中1ギャップの未然防止と段差のない小中一貫教育の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

重点の3つ目は「教職員の資質・能力の向上」です。

学校力の要である教師の使命感や責任感、教科や教職に関する専門的知識等の資質・能力向上に努めることは最優先事項であり、予測困難な未来を生きる子供たちに対する最大の責任です。

そのため、急激に変化する時代の要請や多様化する教育課題に対応で

きる専門性の深化と向上等、求められる資質・能力の育成に向けた研究・研修を一層推進してまいります。

更には、教育研究会や学校保健会、ICT教育推進委員会、へき地・複式教育研究連盟等の、各研究・研修活動の充実を図るため、引き続き支援を行ってまいります。

加えて、児童生徒や保護者、地域の方々の信頼に応えるためにも、教職員の服務規律や法令の遵守について徹底を図り、不祥事の根絶と未然防止に努めてまいります。

重点の4つ目は「学校における安全教育の充実」です。

児童生徒が生き生きと活動し学ぶためには、安心安全な環境の確保が重要です。

そのため、学校安全計画及び危機管理マニュアルをもとにした研修の充実と、関係機関との連携による指定伝染病等の対策・予防、交通安全教室や防犯教室、通学路の安全点検・指導等、危機管理体制の一層の強化を図り、災害時には児童生徒自ら適切な判断や行動をとることができるよう、避難訓練や講習会等の充実に努めてまいります。特に、登下校については、安全確保の観点からバス通学区域の見直しを図ります。

また、防災関係機関の協力のもと、児童生徒の防災意識を高め、危機対応能力の育成を図る「令和5年度1日防災学校」を鷺小・館小合同で実施いたします。

さらに、ネット犯罪の防止や情報モラルの育成を図るため、関係機関協力のもと、ネット安全教室やサイバー犯罪防止教室等の実施に努めて

まいります。

重点の5つ目は「教育環境の整備・充実」です。

教育環境の整備・充実につきましては、校舎の経年劣化による修繕やGIGAスクールによるICT環境、防災環境の整備等、緊急性の高いものからできる限り速やかに対応してまいりました。

しかしながら、厚沢部小学校築46年、鶉小学校築39年、館小学校築40年、厚沢部中学校築45年と、決して望ましい施設状況とはいえないことから、今後も迅速な対応・整備に努めるとともに、100年先を見据えた在り方について検討してまいります。

2 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

ライフステージに応じた学びの充実を地域社会の活力へとつなげられる、多様性を尊重し共に高め支え合う生涯学習社会の実現に向け、次の5つの柱について引き続き取り組んでまいります。

(1) 青少年の健全育成

1つ目の柱である「青少年の健全育成」について申し上げます。

全ての教育の原点である家庭がもつ、子供たちの健やかな成長基盤としての機能が益々重要視されており、家庭・地域・学校・関係機関を含めた地域社会全体が、世代を超えた対話や交流を通して青少年健全育成に関わる課題を共有し、その解決に向けて協働・支援していくことが求

められております。

そのため、家庭教育について気軽に相談できる機会の提供や地域の経験者ネットワークづくりなど、共に支え合う互助的支援体制の創出に向け、世代間交流機会や親子参加型活動、早寝・早起き・朝ご飯運動等、地域や関係団体との連携による持続性のある家庭教育支援を推進してまいります。

また、どれほど科学の技術革新が先導する社会となっても、人や自然との関わりにおける豊かな人間性や社会性の育成は一層重要性を増すことから、「親子体験フェスタ in 厚沢部川」や「少年少女体験塾」、「親子で体験！高齡者サロン交流会」等の、地域の魅力に触れ地域に学ぶ、多様な体験活動や交流学習の継続と充実に努めてまいります。

更には、社会活動への参画促進とともに、青少年活動のリーダー育成が求められており、関係団体との連携・協働による体制づくりや、青少年活動の活性化に積極的に取り組むことのできる人材の発掘と育成に努めてまいります。

（２）生涯学習基盤の強化

２つ目の柱である「生涯学習基盤の強化」について申し上げます。

人生100年時代のライフステージにおける学びの充実が、地域の活力や課題解決へとつながる、誰もが生き生きとして高め合い支え合える生涯学習社会の実現が求められております。

そのため、類を見ない少子高齡化の未来において、地域社会の学びを牽引し繋げていくことのできる人材の育成に努めるとともに、多様な人

材が活躍できる機会を支援し、様々な地域活動に気軽に参画・活躍できる環境づくりと、異年齢・異業種間等の交流を推進してまいります。

そして、町民の40%以上を占める高齢者の方々が、これまで培った知識や技術を生かして活躍する「伝統技能伝承講座」や、互いに交流し学び合う場としての「幸（こう） 齢者学級」の充実に努めてまいります。

また、町民の多様な学習機会の提供や地域情報センターとしての役割を果たすとともに、子供たちが図書館活動を通じて読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、魅力ある図書館としての環境づくりに努めてまいります。

加えて、小中学生に読書手帳を発行し、読書履歴を記録することで読書への動機づけを行うとともに、本への関心や意欲を高め、読書習慣の確立へと繋げるべく取り組んでまいります。

さらに、読み聞かせ活動に参加するボランティア人材の発掘・育成に努めるとともに、ブックスタート・フォローアップ事業や、図書館クリスマス会、図書館まつり等を継続し、読書啓発機会の提供と充実を図ってまいります。

今後、読書経験不足の改善や読書習慣の定着、情報活用能力・論理的思考力の向上等が期待される、ビブリオバトル(厚沢部中学校)の継続を支援するとともに、移動図書館バスの活用や町外図書館との相互貸借等、各学校や関係機関との連携のもと、時代に即した読書環境の整備と充実に取り組んでまいります。

（３）芸術文化活動の充実

3つ目の柱である「芸術文化活動の充実」について申し上げます。

心のゆとりや潤いの源となる芸術文化に親しむことのできる持続的環境の充実が求められております。

そのため、地域文化活動の活性化に向け、芸術や文化に触れる機会の提供や文化伝承の環境づくりをはじめ、文化協会を中心とした各種文化団体の活動や町民文化祭の充実と発展に努めるとともに、各活動への支援を継続してまいります。

また、児童生徒の豊かな情操の涵養を目的に、音楽会や演劇等、優れた芸術や文化に触れることができる「児童生徒芸術鑑賞会」を継続するとともに、「町民文化講演会」が町民にとって新たな発見や感動が得られる新鮮で楽しい学びの場となるよう、幅広い分野にわたる内容の企画・選定に努めてまいります。

（４）生涯スポーツの振興

4つ目の柱である「生涯スポーツの振興」について申し上げます。

生涯にわたってスポーツに親しむ機会の拡充は、心身のリフレッシュや健康増進等、生活に潤いと元気をもたらし、人生100年時代を生きていく上で大変重要な要素となります。

そのため、スポーツ協会やスポーツ推進委員、各種スポーツ少年団指導者等の協力のもと、誰もがスポーツを気軽に楽しむ機会の提供や環境づくり、健康増進を目的とした研修講座等の企画・開催に取り組むとともに、総合体育館、多目的交流広場(パークゴルフ場)、総合グラウンド、プールなど、各種社会体育施設の適切な維持管理と保全に努めてまいります。

ます。

また、町内各スポーツ団体の活動の充実に向けた支援を継続するとともに、関係機関・団体との連携のもと、各種研修会への積極的な参加による指導者の育成と資質向上に努めてまいります。

（５）文化財の保存・整備

５つ目の柱である「文化財の保存・整備」について申し上げます。

厚沢部町には、先人から引き継がれてきた伝統文化や史跡、天然記念物「鶉川ゴヨウマツ」等があり、その保存・伝承と有効活用が求められております。

そのため、保存・伝承を担う後継者の育成とともに、文化財の維持管理に向けた取り組みや、価値や魅力の効果的な情報発信の工夫・改善を図ってまいります。

町指定文化財である「鹿子舞」については、町内各団体による交流会や小学校の総合的な学習の時間等での郷土芸能や伝統文化の保存・伝承活動を支援し、ふるさと厚沢部の魅力や素晴らしさを伝えられる人材の育成に努めてまいります。

「史跡館城跡保存整備事業」については、整備検討委員会による基本計画の修正及び基本設計・実施設計へ向けた取り組みを進めるため、現地の建物跡の形状・規模を把握し、「館築城図」に描かれた建物と同一のものであるかを検証するための発掘調査を実施します。

また、維持管理に係る次世代の負担を軽減するため、館城の価値を効果的かつ分かりやすく伝えられるＡＲ等※20デジタル技術の活用に積極

的に取り組んでまいります。

「郷土資料館」については、展示資料の点検・整備・改善に努め、定期的な企画展示や学校と連携した郷土学習を実施するなど、今後も有効活用に努めてまいります。

IV むすび

以上、令和5年度教育行政推進の基本姿勢及び重点施策について申し上げます。

今、時代は嘗てない程のもの凄いスピードで変化しています。今年度小学校に入学した児童が高校を卒業する12年後の2035年には、全人口の約3人に1人が65歳以上の高齢者となる、未だ経験したことのない、世界一の超高齢社会に我が国がなると言われています。

そして、その10年後の2045年にはAI(人工知能)が人間の知能を超え、2050年には「Society 5.0」の新たな社会構造の中で子供たちはたくましく生きていかなければなりません。当然、教育のICT化もはるかに進み、学習形態はもちろん教育の仕組みそのものも大きく変化していくと考えられます。

だからこそ、子供たちの能力や可能性の開発・発展におけるチャンスや出会いは、子供の人生を大きく左右するものであり、よりよい機会の提供は、私たち大人の一番の責任であると考え、

お伝えし続けてきました。

なぜなら、子供たちの才能や能力が開花する、その子の人生を変える機会や瞬間は、決して我々大人の都合を待ってはくれないからです。

コロナ禍の3年間を超え、漸く100年先の未来に渡す義務教育9年間の教育環境について改めてより具体的にお示しし、皆様と共に新たな扉を開けて進むべく協議検討する時期が来たと考えております。

子供たちの教育環境をつくってあげられるのは我々大人です。その大人が手を繋ぎ、その真ん中に子供たちを置いて、大人たちが笑顔で、守り・育て・導いている姿を見せることが何より重要であると考えております。

厚沢部町教育委員会といたしましては、子供たちの学びの伴走者として、教職員・保護者・地域が一体となった学校教育の充実と、町民一人ひとりが生き生きと学び合い、支え合い、高め合う生涯学習社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携をもとに、組織一丸となったスピード感のある取り組みを進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和5年度教育行政執行方針といたします。

※ 1 「PISA 2018」 P 1 L9

2018年6月 - 8月に79の国や地域約60万人の15歳を対象に調査が実施された【PISA2018】(OECD 学習到達度調査) (2019年12月3日公表) の結果において、ゲームをする時間が調査国中1位であるのに対し、授業中のデジタル機器の利用時間やコンピューターを使って宿題をする割合で日本は加盟37か国中最下位だったことが、その後の日本教育に大きな影響を与えた。

※2 「Society5.0」 P1 L11

Society 5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のことで、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指す。第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※3 「GIGAスクール構想」 P1 L17

GIGAスクール構想とは、一人一台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0の時代を生きる子供たちのために「誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された学び」を全国の学校現場で持続的に実現させる施策である。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略で「全ての人にグローバルで革新的な入口を」との意味が込められている。

※ 4 「多様性」 P2 L6

多様性（diversity）とは、生まれもった特徴や価値観、考え方が違うさまざまな属性の人が集まっていることを意味する。日本の教育に関する多様性の事象は、(1)外国人児童生徒への対応(2)障害のある児童生徒への対応(3)学力能力差への対応(4)児童生徒の体質(アレルギー

一等)への対応(5)家庭問題への対応(6)既存の学校教育になじめない児童生徒(不登校等)への対応等、非常に多岐にわたっている。

※ 5 「包摂性」 P2 L6

包摂性とは、誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されないこと。包摂は、全体をまとめる、包み込むという意味。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、社会的に全体を包み込むことであり、誰も排除されず全員が社会に参画する機会をもつこと。

※ 6 「制度上の類型」 P2 L15

小中一貫教育における制度上の類型とは、義務教育学校・併設型小学校中学校、連携型小学校中学校を指す。

※ 7 「中1ギャップ」 P3 L8

中1ギャップとは、小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめなどが起こったりする現象のこと。

※ 8 「小4ビハインド」 P3 L8

小4ビハインドとは、小学校4年生までの算数のつまづきが、その後の算数更には中学校での数学の習得を困難にすること。「9歳の壁」。

※ 9 「小1プロブレム」 P3 L8

小1プロブレムとは、小学校に入学すると幼児教育の「遊び」から小学校教育の「学び」に

生活の中心が変わり、指導が一変する段差を乗り越えられない子に起こる問題。

具体的には、(1)精神的な幼さから小学校での集団行動がとれなくて先生の話聞かない
(2)先生の指示に従わない (3)授業中に勝手に歩き回る (4)教室から勝手に出て行ってしま
う (5)いつまでも小学校のやり方になじめない (6)長期間にわたり授業が成立しない
などがある。

※10 「SDG s」 P3 L18

持続可能な開発目標（SDGs）とは、Sustainable Development Goalsの略で、貧困、不平等・格差、気候
変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより
良い世界をつくるために、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された世界共通の
17の目標のこと。

※11 「ESD」 P3 L18

「持続可能な開発のための教育」（ESD）は、Education for Sustainable Developmentの略。

ESDとは、世界の気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動
に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み
豊かな生活を確保できるよう身近なところから取り組むことであり、解決につながる新た
な価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う、
（持続可能な社会の）創り手を育む教育。

※12 「浮きこぼれ」 P5 L3

高い学力や旺盛な学習意欲をもつ児童・生徒は、通常の学校の授業に物足りなさや疎外感
を感じることがあり、「浮きこぼれ」と表現され、ケアが極めて重要とされている。

※13 「見方・考え方」 P5 L8

例えば、数学的な見方・考え方とか、言葉による見方・考え方のような、各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のことであり、この見方・考え方を支えるのが資質能力の三本の柱（「知識及び技能」・「思考力・判断力・表現力等」・「学びに向かう力・人間性等」）である。

※14 「インクルーシブ教育システム」 P5 L13

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

※15 「通 級」 P5 L18

小学校、中学校、高等学校などで、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の形態の一つ。

※16 「合理的配慮」 P5 L20

「合理的配慮」とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供の状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。また、定義は「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」となっている。

※17 「ユニバーサルデザイン」 P6 L8

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。自動ドアや多機能トイレなど。

※18 「スクリーンタイム」 P8 L23

平日一日当たりでスマホ・テレビ・ゲーム機等によって映像を見聞きする時間のこと。スクリーンタイムが長時間になると体力・運動能力が低下する傾向にあり、逆に1時間以上2時間未満の場合はよい傾向にある。（「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（スポーツ庁））。

※19 「心血管病教育」 P9 L11

2020年に国が策定した循環器病対策推進基本計画（「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく計画）では、取り組むべき施策として、生活習慣病の予防を推進するため「学校における教育も含めた子供の頃からの循環器病に関する知識の普及啓発を推進」することがもり込まれている。

※20 「A R」 P16 L23

A R（Augmented Reality：拡張現実）とは、シミュレーションした環境で現実の環境を拡張するテクノロジー（スマホなど）を指し、V R（Virtual Reality：仮想現実）とは、環境全体をシミュレーションし、ユーザーの世界を仮想的な世界に置き換えるテクノロジー（P Cなど）を指す。